転 ば

第 1 田

相談

専門家のアドバイスをご紹介します。 そんな『万が一』に備えるための 避けては通れない近隣トラブルや管理に関する問題 マンションという集合住宅である以上



タバコの煙が。バルコニーでの喫煙を やめさせることはできますか? 窓を開けていると、隣のバルコニーから

相談3

やんわりと注意喚起を 理事会に相談し、貼り紙等で

ケースが多いのも事実。共同生活で 近隣住戸に流れ、トラブルになる ありません。ただし、タバコの煙が なり、各戸の居住者には「専用使用 タバコを吸ってはいけないわけでは 権」が認められるので、バルコニーで ます。ただし、ロビーや階段とは異 れることから、共用部分とされてい は災害時等に避難経路として利用さ 有する「専有部分」と、それ以外の 「共用部分」があります。 バルコニー マンションには、区分所有者が所

は、配慮したい事柄です

提案

特定することが必要 水漏れ箇所と理由を 弁償してもらえる?

上の階の人に

天井からの水もれで、 パソコンが壊れた!

定の効果は期待できるでしょう。

ります。まずは理事会に相談するの ら起こる問題は、居住者同士で解決 に関するルールの順守や隣人への気 ないよう、居住者全員に対して喫煙 てくれる場合も。当事者が特定でき 掲示板に貼り紙をする等の対応をし も一つの手でしょう。理事会では しようとすると、角が立つ場合もあ 喫煙等、生活習慣や感覚の違いか

配りを促すものになるでしょうが

未然に防止するために 退去した人の残置物に関するトラブル、

なにかできることはありますか?

相談2

日頃の注意喚起に加え 退去時のチェックを確実に

則の一つである「自力救済の禁止」 迷惑をかけることになるからです に残された自転車を理事会が処分す 行使で被害を回復すること。駐輪場 法的な手続きによらず、個人が実力 が関わってきます。自力救済とは ただし、残置物の問題には、法の原 が置かれたままだと、他の入居者に 限られているため、退去者の自転車 車があります。駐輪場は利用台数が 理事会を困らせる残置物に、自転

> せん。自力救済は不法行為(民法 ることも自力救済とみなされかねま 掲示板や自転車置き場への貼り紙等 め、慎重に対処する必要があります。 709条)に該当する場合があるた 駐輪場利用者の登録・管理を徹底し トラブルを未然に防ぐためには

> > は加害者個人にあります。これに対 居住者の不注意が原因の場合、責任 こったのかを確認することが大切 は、管理組合が責任を負います。 して共用部分の配管等が原因の場合 加害者が個人賠償責任保険に加入 水漏れは、 「どこから」「なぜ」

ら提示される金額は予想より低くな されることが多いため、保険会社か ますが、パソコン等は「時価」で評価 も。責任の所在がはっきりすれば されると、保険が適用されないこと 自己負担。管理組合が保険に加入し 被害者へ損害賠償をすることになり 建物の維持管理に問題があるとみな ていないことは考えにくいですが できますが、加入していない場合は りがちのようです。 していれば保険でカバーすることが

立場に立った的確なアドバイスと、その問田・中谷法律事務所所属。常に依頼主の 題解決の手腕には定評がある。 桑田英隆/弁護士、マンション管理士。

皆さまのお悩みの中から、毎号、桑田弁 は巻末のハガキにてお送りください 桑田弁護士に相談してみませんか? 士がアドバイスをくださいます。ご相

ないことを確認することも大切です。 の際、居室以外に持ち物を残してい ておくのが有効。退去時の立ち会い で、日頃から居住者の注意を喚起し

アドバイスをくれた人

10